

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 24 日（水）14：59～15：26

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

＜WG 委員＞

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

＜提案者＞

新山 博巳 地域医療担当部長

佐古田 充宏 地域医療担当部 地域医療課長

市村 保 産業経済部長

浅井 葉子 産業経済部 都市農業課長

森田 泰子 企画部 企画課長

富田 孝 企画部 経営改革担当課長

＜事務局＞

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 地域医療の充実と外国人患者の受け入れ等による経済の活性化、都市農業の継続・拡大と外国人向け観光の推進等による経済の活性化

3 閉会

○藤原次長 それでは、続きまして、練馬区からお話を伺いたいと思います。「地域医療の充実と外国人患者の受け入れ等による経済の活性化」「都市農業の継続・拡大と外国人向け観光の推進等による経済の活性化」という 2 つの御提案を頂戴しております。10 分程度で御説明をいただいた上で意見交換ということにさせていただきます。

八田座長が欠席ということでございますので、原委員の方に進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○原委員 公開のほうは。

○藤原次長 公開の位置づけでよろしゅうございますか、とりあえず、では、そういう形で進めさせていただきます。

○原委員 どうもありがとうございます。

では、御説明をお願いいたします。

○富田課長 それでは、練馬区でございます。説明のほうをさせていただきます。

本日は、こういった時間をいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

本日、横型のカラーで印刷されている資料と、あと、別紙1、2という資料、それと、地域医療計画の概要版という薄い冊子、あと、都市農業に関するパンフレットということでお持ちいたしましたが、説明につきましては、カラーの横型の資料にて説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、練馬区としましては「国際的経済活動の拠点づくりを支える要衝の地 ねりま」ということでタイトル付けをさせていただいてございます。

都心から約30分でアクセスできる土地でございます。ホスピタリティあふれる住宅都市ということでございます。

一枚おめくりいただきまして、練馬区の場所でございます。もう既に御案内の方も多く聞いていただけるかと思ってございますけれども、確認ということで聞いていただければと思います。

白抜きになってございます、そこが23区でございます。練馬区は、その中に緑色に塗られているところ、区の西北部に位置するものでございます。

23区では端のほうにあるのですけれども、意外と中心区から交通の便が充実してございまして、中央に緑色で点線で囲ってございます、これが山の手線でございます。そこを点線オレンジ色で突き抜けている、東西に抜けているものが中央線でございます。

それにかぶさるようにピンク色のラインがございます。これが都営地下鉄大江戸線ということになってございます。

そして、練馬区の中を青い線が東西に走ってございます。これが、西武池袋線。そのすぐ南側を黄色の線、西武新宿線が通ってございます。

この西武池袋線に対しましては、江東区の木場のほうから、この図で言いますと、右下から左上のほうにオレンジ色の実線が抜けてございますけれども、東京メトロ有楽町線というのが抜けてございます。

さらに、左下から右上のほうに茶色の線、東京メトロ副都心線ということで、これが直通運転で抜けてございまして、意外とアクセスがいいのではないかと私ども考えているところでございます。

また、東京湾の中に飛行機が少し入ってございますけれども、羽田空港から東京モノレールが出てございますけれども、ちょうど、その山の手線との乗りかえになる浜松町、こ

こに地下鉄大江戸線が通ってございまして、空港からもアクセスが意外のスムーズにできるのではないかと考えてございます。

また、北から高速道路、関越ですか、外環道というのも練馬区に入ってきてござります。

2ページ、練馬区、人口約71万の町でございます。23区で世田谷に次いで2位のところ。面積については、約48.1平方キロメートルということでございます。

また、何よりも緑被率と、緑で覆われた地域が非常に多くて約25%と、23区内でトップでございます。

さまざまな町の顔がございまして、右下水色に塗られている地域、ここは高層マンションなどもございますし、目白通りなど、大きな通りもございます。都市的な顔を持ってございます。

すぐ上にございます、ピンク色のエリア、ここは光が丘団地、大型団地等を抱えてございます。

また、左下の緑色のエリア、ここは公園なども多くなってございます。この写真は、石神井公園の写真でございます。

また、オレンジ色のエリアは、田畠が非常に多くなってございまして、これは、キャベツ畠の写真でございます。

多彩な顔を持った町というのが練馬の特徴でございます。

3ページ、こちらのほうは、内閣府さんの資料からちょっと拝借しました。あくまで参考でございますけれども、首都直下地震の被害想定ということで、全壊棟数の分布予想ということでございます。

黒の実線で囲まれているのが、先ほど見ていただいた23区のエリアでございます。その北西部、クリーム色になっているのが練馬区でございます。透けて見てございますけれども、練馬区は白く抜けているところが非常に多い、地盤への固い都市というふうになってございまして、震災時においても、都心部を、その後、支えていける土地なのではないかと考えてございます。

この見方としては、黄色、オレンジが非常に倒壊数が多いと。青または白になればなるほど倒壊数が少ないということでございます。

4ページ、震災時の支援拠点としてということで、都営地下鉄大江戸線などは、3.11の際は最も早く復旧した地下鉄でございます。こうしたものを利用して、都心部が震災にあった場合には、救援物資などの搬送ができるのではないか。また、関越・外環道などを通じて、ボランティア派遣などがあった場合には、そういった拠点となつていけるのではないかというふうに考えているところでございます。

5ページ、練馬区発の経済活性化への提案といたしまして、練馬区では2つお持ちいたしました。

1つ目が地域医療の充実と外国人患者の受け入れ。2つ目が、都市農業の継続・拡大と

外国人向け観光の推進でございます。

では、それぞれ担当から説明させていただきます。

○新山部長 それでは、まず、地域医療の充実と外国人患者の受け入れということで、6ページをお願いいたします。

私、地域医療担当部長の新山と申します。よろしくお願ひします。

6ページの練馬区のポテンシャルにつきましては、もう先に説明がございましたので、省かせていただきます。

提案のニーズ、背景ということで、まず、東京オリンピック開催を契機に、外国人の居住者数、観光客数の増加が見込まれる。

特に、国内では2025年問題ということで、超高齢社会への対応が喫緊の課題であるということ。

練馬区は10万人当たりの病床数が23区で一番少ないということでございますが、今後、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めております。

医療機関では、看護師など医療従事者の確保が課題となっており、また、首都直下地震などに備えて災害時の医療救護体制の確立が求められておりまして、これにも取り組んでございます。

この中で、今後、重点的に取り組む項目といたしまして、1つが国際的な病院運営ということで、都心部から利便性を生かして、外国人患者の受け入れ体制を整える。

それから、2025年問題でございますけれども、超高齢化が都市部では進んでまいりますが、それに対する医療機関の充実を含めて、地域におけるネットワークの構築を続けていく。

3つ目に、いわゆる災害時医療ということでございます。

7ページ、それでは、この取り組み事項につきまして、主な取り組み内容等でございますけれども、まず、1つ目の国際的な病院運営につきましての主な取り組み内容は、まず、1つに外国人対応病棟の整備。それから、2020年、オリンピック、パラリンピックに向けた外国人患者の受け入れ体制。

3つ目に、外国人医師・看護師、コ・メディカルの配置としまして、発展途上国等からの臨床研修生の受け入れ、それから、日本人スタッフの国際化教育の推進、メディカルツーリズムの推進ということでございます。

また、2つ目の2025年問題への対応につきましては、治験の効率化、イとしまして、認知症センターの設置。ウとしまして、在宅医療ネットワークの構築。エとしまして、回復期慢性期病院、介護療養型老健の整備促進。オとしまして、長寿健康啓発事業の実施でございます。

3つ目、首都直下地震への備えとしましては、基幹医療施設の免震化。負傷者受け入れ病床の増床。ウとしまして、負傷外国人の治療受け入れ等を具体的な内容として考えてございます。

この中で、いずれにいたしましても、例えば、練馬の場合は、先ほど申し上げましたように、まだ、畠が多く残っていたりしまして、そういうところでの土地だとか、そういうものがございますが、いろいろと規制が多いということ。

それから、特に病床等につきましては、いわゆる医療法に基づく基準病床数との規制等がございます。

そこで規制緩和、制度拡充、まず、これらの私どもの取り組みをしようところには、やはり増床していくかないと、なかなか取り組めないという大きな課題がございますので、それを規制緩和、制度拡充といったことでやっていければと考えてございます。

その中の1つ、○でございます。外国人患者受け入れということで、2025年問題及び震災への対応のための病床規制の特例ということで、医療法第30条の4第2項第11号、いわゆる特例でございますけれども、この中に、特区における病床の規制の緩和をやっていただければというのが1つでございます。

2つ目に、基幹医療施設の病棟整備に関する容積率、健ぺい容積率などの土地利用規制の見直しということで、現在、2つ大きい病院、順天堂練馬病院、練馬光が丘病院という病院が大きいところございますが、ここをキーステーションにしたいところでございますけれども、健ぺい容積とちょっと規制もいっぱいであるというところから、それを何とかこれで取り扱って増床して、先ほど言った具体的な取り組み内容につなげていきたいと考えてございます。

3つ目、外国人医師の診察の業務解禁、外国人を受け入れる医療体制を整えるということで、こういった医師免許二国間協定制度の見直しというのをお願いできればと思っています。

4つ目でございます。2025年問題への対応のためということで、こちらのほうは、医療施設整備に関する生産緑地の指定解除要件拡充ということで、生産緑地法第8条でもって、いろいろと現状で使える施設というのはございますけれども、この中には、特別養護老人ホーム等についてはオーケーなのですけれども、いわゆる民間の医療施設、病院については、これは対象になっていない。民間がやる場合はダメであると、要するに区立、都立であれば、オーケーだといったようなことがございます。それに民間も含めていただけないかというのがお願いでございます。

医療のほうからは、以上でございます。

○原委員 今の生産緑地のところは、介護施設は、一般のはどうなるのでしょうか。

○新山部長 老健はダメでございます。特別養護老人ホーム。

○佐古田課長 一応、生産緑地法で、生産緑地には、本来、建物は建てられないよというのが、まず、一番大きな縛りで、ただ、例外規定があって、収用法の3条に規定する云々という中に、社会福祉法人がやる社会福祉事業に関する建物はいいよということなのですが、ですから、医療系は、その中に含まれていないということがあります。

○原委員 1つの法律で、そういう限定列挙する。

○佐古田課長 そうですね。限定列挙です。

○浅井課長 それでは、続けて8ページでございます。都市農業の維持・拡大と外国人向け観光の推進ということで御説明申し上げます。

まず、練馬区のポテンシャルです。農業に限って申し上げます。23区で最大の農地面積、230ヘクタールがあります。23区全部で600ですから、その中の230が練馬にあります。消費者が、住んでいるところでつくる野菜ですから、目の届くところでつくっている野菜、これ以上の安全・安心はありません。そして、30分以内で都心に届けることができる、新鮮なまま届けます。

それで、既にブルーベリーの摘み取り農園、30園、農業が教える農業体験農園が17園、直売所300カ所など、都市農業の先進経営が既に定着しております。外国人の受け入れ、そのままできるという状況にあります。

また、練馬大根、ビール麦「金子ゴールデン」等のブランド化、そのノウハウも持っているということです。

次に、提案のニーズ、背景でございます。今、申し上げた、安心な、そして、良質な食の確保、重要な課題です。こちらをしっかりと消費者に安心感を与える農業をしているということです。

そして、都市農地でございますけれども、多面的機能があります。首都を守る防災機能を持ち、そして、食教育、景観、レクリエーションといった機能を持っています。

しかしながら、3つ目です。区内の農地は相続等に伴い、最近10年間で70ヘクタールの減少があります。それは、今回規制緩和をお願いしたい農地制度にあるということです。さらに減少が進まないよう、都市農業が継続できるように、そして、また、担い手不足が深刻である一方、やりたいという人がいます。その人たちがしっかり農業できるようにと、そのために、今回お願いしているものもあります。

また、小規模農地、生産緑地に指定できないという、その実態がありますので、今回の特区という形でお願いいたしますものでございます。

重点的に取り組む項目につきましては、1番、都市農業の継続と拡大、2番、世界の都市農業をリードする練馬、そして、3番に、都市におけるアグリツーリズムの推進、これについては、9ページをもって御説明申し上げます。

それでは、1番目の都市農業の継続と拡大でございます。規制緩和の内容でございますけれども、まず、500平米未満の農地、生産緑地には、今、できませんけれども、練馬、これが大変多くございます。こちらを何とか生産緑地にすることで継続したいと考えております。

そして、イ、ウについては、どうしても相続時1,000平米の相続が行われても、それだけで1億円の相続税が発生します。そういう内容では、とても継続することができません。今、納税猶予農地制度が相続税の納税猶予ができるのは、本当に生産している、その場所ばかりで、実際に必要な庭先の作業場であったり、直売所などは、全てカットさ

れている、そういう状況にあります。そういうのを緩和して、農業に必要なものを全てお願いしたいということです。

そして、貸すことも今できない状況にあります。貸した場合には、その方が亡くなったり、主たる従事者、7割、8割やっていなければ主たる従事者と言えませんので、その方たちが死んだときに、もし、貸していた、そんなことが発覚しますと、もうその方は買い取り請求ができない、そういう生産緑地法の規制の全てを受けて、八方塞がりの状況になります。そういうものを課税した中で、都市農業、継続拡大をしたいと考えています。

最後のオですけれども、大事な防災です。農地は、非常に大きな役割を果たします。ただ、この井戸の施設を設置する場合には、これもまた農地法で規制がかかります。ノーという状況になります。そういうものをお願いしたいと思っています。

(2) です。安全・安心で良質な農作物を供給する練馬として、オリンピック・パラリンピック、江戸東京野菜をおもてなしに用いたいと思っています。

それから、もし、アスリートのために、アスリートの自国で食べている野菜をその日に持っていく、そういうことを考えております。そして、世界都市農業サミットの開催。

最後に(3)でございますけれども、外国人の農業体験をテーマとした小旅行、視察、種まきや収穫時の滞在都市農業研修を実施したいと考えております。

(2)(3)につきましては、規制緩和の説明は、右のとおりでございます。

(1)については、先ほどの取り組み内容と一緒に説明させていただきました。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○富田課長 最後、まとめでございます。10ページ、日本経済活性化に貢献しますということで、まず、地域医療につきましては、東京都・近隣自治体と連携して、ビジネスや観光で来日した外国人の方々が安心して医療を受けられる環境を提供させていただきたいと思っております。

また、都市農業につきましては、社会资本であります都市農業の活性化に取り組みまして、世界の都市農業をリードする練馬の農業をアグリツーリズムなどを通じて発信し、広めていくことが日本の経済の活性化に貢献していきたいと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。都市農業のところで、農地がどんどん減っていってしまっているというところなのですけれども、これはちゃんと理解しきれなかったのですが、現状ですと、相続の段階でなくなっていくのでしょうか、そこがどういう形で農地が農地ではなくなっていって、どういう解決策があるのかというところを、もう一度お願いします。

○浅井課長 農地には、生産緑地と、それから、宅地化農地というのが2つあります。ちょうど平成4年ぐらいには、同じ250ヘクタールぐらいありました。

今、生産緑地のほうは、200弱です。それで、もう一つの宅地化農地については、今、

37ヘクタールという状況にあります。まずは相続時です。その前に、生産緑地は固定資産税はかなり安くされていますので、実際に作物を植えているときには、余り大きな負担にはなっていません。宅地化農地は、本当に宅地並み課税ですから、大変厳しい状況にあります。

いざ、相続が発生した場合には、一緒に相続税の大きなものがきます。それで、もし、生産緑地の中で、納税猶予を受けていれば、その農地だけは、納税猶予は受けられますので、何とか相続に行けるのですけれども、それがない農地は、先ほど申し上げました1,000平米1億円という相続税がかかり、農地を売らなければ、その人は相続できない状況にあります。そういうことで、結果的には農地がなくなってきたという経緯があります。

○原委員 それは、相続しきれないので、売りますね。その売ったときに宅地になるんですか。

○浅井課長 宅地になります。

○原委員 それは、生産緑地として指定されている場合というのは、それは、人に売ったところで解除される。

○浅井課長 生産緑地は、まず、持ち主が死んだ場合、もしくは失明ぐらいの、もうかなりの厳しい状況ですね、そういう状況であれば、もう生産緑地を維持できない。もちろん、亡くなった場合も維持できないわけですから、それが区に寄せられます。農業委員会が、その方は最後まで、死ぬまで農業をやりましたという主たる従事者証明も出してあります。その主たる従事者証明を持って、その方は区に買い取り請求を出します。それで、区立の例えば公園であったり、いろんな区の施設をつくるのであれば、それで買い取ればいいのですけれども、なかなか農地は、とても高いので応じられないことが多いございます。そうすると、買い取り請求に応じられませんということを所有者に返します。すると、所有者は、そこで初めてほかに売ることができると、そういう状況になります。それが繰り返されて、結果的にここまでなってきたと、そういう状況です。

○原委員 ほかに売られると、その買い取った方は、もう農地としての使用はされない。

○浅井課長 やはり経済原理といいますか、農業で、お金を動かしていくというのは非常に厳しい、それよりも、例えばマンション、すぐ何千万という形で、一戸、本当に60平米のマンションでも、もう何千万、もしくはオークションという形で売れる時代ですから、やはり不動産屋さんは、必ず開発するという、そういう形になります。

○原委員 それは、その不動産屋さんが、買った人が転用しようとすると、大体認められるものなのですか。

○浅井課長 練馬区が買い取り請求に応じなかった時点で、もうそれは、どこにでも売れるという、そういう状況になります。

○原委員 わかりました。

○浅井課長 買い取り請求に応じない時点で、そこからは、もう生産緑地という網はなくなります。

○原委員 農業委員会は、ごめんなさい、基礎的なところをちゃんと理解できていないのですが、区でやっていらっしゃるの。

○浅井課長 はい。区の農業委員会でございます。

○原委員 たしか、農地が物すごく小さいところは農業委員会をつくれないとかというのがございましたけれども、練馬区はそうではなくて、つくる。

○浅井課長 200 ヘクタール以下は、つくらなくてもよいという形になっているのですけれども、私どもは、そういう状況ではなく、しっかり、農地は大事ですから、農業委員会は機能しております。

○原委員 どうぞ。

○藤原次長 練馬区の農業という、いわゆる都市農地というか、この辺の実態を是非御教示ください。相当土地は、やはり大規模な農業をやっているような県市に比べますと小さいでしょうし、例えば高齢化という1つ大きな農業全体の問題がありますけれども、全国平均に比べて、こういった都市農地はどんな状況なのかとか、それから、観光という切り口や、あるいは体験とか、どちらかというと、そういう視点での振興を図っていきたいのか、やはりそれとも、戦略的な農業產品を相当真剣に取り組んでいくことなのかとか、そのあたりの区としての農業政策の基本戦略みたいなもの、あるいは実態というものを少し教えていただくと、大分イメージがわくと思いまして。

○市村部長 産業経済部長の市村と申します。

まず、農業者の後継者というお話なのですけれども、やはり、今、御指摘いただいたように、60歳以上の方が、25年度現在で58%、約60%、若い方は、36から60で37%ですから、今、高齢化は進んでおります。

それから、後継者ですけれども、既に後継者が決まっているところというのが、約50%ぐらい、それ以外の方は後継者が決まっていない。そうすると、決まっていないということからすると、多分に土地としては、このまま処分されていくこと、宅地化されていく可能性が非常に高い、非常に危機感を持ってございます。

それから、今の、今後の農業の方向性ですけれども、少量多品種というのが、やはり都市農業の特色だと思います。その中に果樹の話ですとか、ブルーベリーですとか、ありますし、それから、有機野菜、サラダですとか、特色的なもの、昔から言えば、練馬大根とかもあるのですけれども、練馬大根に限らず、こういった付加価値の高いものをつくっていらっしゃる方がいます。

そういう方々は、やはり、認定農業者制度と言いまして、一定の収入、それだけでは食べてはいけないのですけれども、かなり収入が得られるように頑張っている方もいらっしゃいますので、そこをまず、応援していくというのがベースとしてはございます。

それから、やはり農家として生き残っていただくためには、観光的な視点、特に、先ほど御説明しましたように、都心部から近いですので、あるいは横浜と直結しているところもあります、そういう利点を生かして、今後は観光的な視点に力を入れていくとしても、

頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○原委員 これは、そういうところをある程度まとまった大きな規模で経営したいなどという人が、ここに NPO 法人と書かれていますが、NPO であったり、企業であったりというところがあつたりするのでしょうか。

○市村部長 まだ、そこまで大きいところまではないのですけれども、そういった動きを、ぜひ、区でも応援をしてつくっていきたいと思っています。

そういう意味で、実は来年 4 月から農の学校と言いまして、担い手を育成していく、しかも、本格的に育成していくという学校を始めます。その中で、担い手、支え手を育成して、最終的には、そういった方々で NPO 法人とか、そういったものをつくっていただいて、ぜひ練馬の農業の後継者不足のところを補っていただきたいと思ってございます。

○原委員 農業の話で、よくある話ですけれども、やっぱり相続の段階で農地がどんどん削られていくような実態があるとすれば、やはり個人で持つというよりは、ある程度まとまった形で、農地は保有しておいて、そこで法人形態の中でお仕事をしていただくというようなやり方というのも 1 つの選択肢として考えています。

○浅井課長 まさしくそこなのですけれども、今の農地制度を市街化区域の農地では、それが非常に難しい状況にあります。

1 つは、今、先ほど申し上げた主たる従事者、1 人が死んだ場合、その人がずっと生産していましたという証明が必要が必要なものですから、ほかの、例えば NPO 法人さんが入っていたとか、そういうことについては、非常にその方は死んだときには、もう本当に八方塞がりになります。ですから、その辺をお願いしたいということです。

それで、既に NPO 法人も幾つか動きも見せてていますので、何とか活躍の場をと、そんなふうに思っております。

○原委員 わかりました。よろしいですか。

最後に何かござりますか、どうぞ。

○新山部長 今、農業の話がいっぱい出ましたけれども、実は、先ほどから申し上げていますように、練馬区は非常に病床数が少ない、23 区の平均の 3 分の 1 しか 10 万人当たりのベッドがないということで、これは東京都へも基準病床数の見直しだとか、そういったこともお願いしているわけですけれども、いろいろ先々を、例えば、外国人を受け入れるベッドをふやしたい。それから、災害時に練馬区としていろんな地域の方々を受け入れる、そういったベッドをふやしたいと思っても、なかなか現状厳しいというのがございます。そういったところは、ぜひ、特例枠として特区の中で認めていただければ、将来に向かつて計画的にそういった施設整備ができると考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○森田部長 4 月に、私どもの区長がかわりまして、ぜひ、この特区制度を活用させていただいて、日本の国にも貢献したいし、練馬区としてもさらに発展していきたいと、強い

意向を持っておりますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

○原委員 ありがとうございました。